2026年3月21日

１８－６

肢ア
　条件付も有効。国会に認めた権限といっている

肢イ
　事前は不要。時宜によっては事後にとなっている。明らかに間違い。憲法の規定とずれる。
　国会が会期制。
　諸外国に対応するのは内閣の権限であることを踏まえると、事後も許容する

肢ウ
　新たな条項を付した場合は、再度、締結する旨、政治的義務を負う。
　新たな条項付き承諾が、有効であることが前提

肢エ
　新たな条項をつけることができない。不承認と取り扱うこととなる。
　論理的には、成立する。

肢オ
　条項つきということは、その時点で、承認はしてない。
　国内的効力は無効であると解釈できる。民主的正当性に疑問があるので

肢カ
　内閣が条項付きで締結しないとだめ。一方の国の国会の議決で効力を所持させることは問題。国際協調や、内閣の権限を侵害することになるだろう。

１８－７

A　5

積極規制、社会政策。小売市場。距離制限

B　1

薬事法の距離制限。消極的、警察的許可。

他の手段で、目的が達成できないことも必要。

C　3

公衆浴場の配置、社会政策・浴場などを保護。

消極、積極判断できない。イメージ、混合。公衆の衛生など

距離の問題

D　2

たばこ屋の距離の問題。A の判例に類似、引用する。

４、６　業ができるか問題、距離制限の問題ではない。意味を理解しているかを問う問題

１８－８

肢ア

条約と租税法律主義の関係

条約と法律は、形式的には別。条約では、税を決められないが筋。
不都合、関税を法律で定めるとすると、相手国との関係で、迅速性欠く。
条約で定められる必要あり。
租税法律主義、財政民主主義を踏まえて、明確化を要求したもの。
条約であっても、民主的な正当性ある、また明確である。
したがって、条約は、８４条の法律に含むと解釈できる。
よって、憲法違反でない。

肢イ

解除の正当な理由にはならない。取引の安全、私法の規定で考える。

肢ウ

財政民主主義、増額の修正もなしうる。民主主義に一番近いのは国会。
増額の規定あり。ただし、授権が必要。

肢エ

補正予算などは、事前の承認手続になる。予備費は事後、承認。
選択する裁量はない。手続が決まっているので。

１８－９

肢ア

価値の平等は、要求される。

数のみならず、価値も平等選挙に含む。

著しく不平等の場合にも直ちに違憲にならない。合理的期間論。

人口移動があるので、そこも踏まえて判断する。

裁量はあるが、基本原則との関係では慎重な判断になる。

自由選挙、平等選挙、秘密選挙、直接選挙、普通選挙

肢イ

３倍を超える場合は、平等選挙違反。しかし、直ちにそれで憲法違反にはならない。

合理的期間論

肢ウ

投票価値の平等は、直接要求される。憲法１４条

肢エ

選挙区のみを無効等すると、憲法の初期しない結果（プレー３小問３肢２）となる。

無効にできない。

１８－１０

肢ア

自衛戦争は否定。自衛権認めている。これがないと他国に攻められたときに、どうしようもない。

肢イ

外国の軍隊は、戦力ではない。平和主義に、至った動機を想定すればわかる。

日本国（大日本帝国）が、戦争を仕掛けていて反省した歴史。

肢ウ

９条２項で、全面禁止説。（自衛のための軍隊）の保持も禁止していると解することができる。

２項、全面放棄説の根拠

前項の目的、９条１項「正義の秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを指す。また、侵略戦争と自衛戦争の区別が難しい。

肢エ

公法的な規範。国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持。私人がこれに反することをしたら、本規範に違反するも問題になるか。ならない。

１８－１１

肢ア

思想良心は、矛盾抵触なし、絶対的に保障される。

肢イ

１９条の余地もある。

内心に密接関連性がある行為も１９条の対象。

１９条の内容に、沈黙の自由も含む。密接関連性がある行為は、沈黙の自由をうちやぶるものと理解できる。

信仰は、世界感、人生観に密接にかかわる。

肢ウ

陳謝の意、ということだが、思想に関わるものなのか。これだと、絶対的保障なので謝罪広告を強制できなくなる。

表現の自由、事物の是非善悪の判断。思想ではない。

肢エ

沈黙の自由。内心、世界観、人生観などの問題。

黙秘権、犯罪事実に関することがら、世界観、人生観とは全く別。

１８－１２

肢ア

病気や、一時的な生死不明は含まない。戻ってきたときに、総辞職していたら、戻れない。

肢イ

７２条、一定程度、助言指示できる。条文には規定がないが、強大な権限を総理大臣に与えていることので、助言指示できるとする。

肢ウ

総辞職しなくてもよい。内閣として連帯して責任を国会に対して責任を負えないのであれば。総理大臣が罷免などすればよい。

肢エ

国務を総理するのは、内閣の権能。行政事務を管理すること。内閣が行う。個人には限界ある。